

新・府有建築物耐震化実施方針

平成 28 年 8 月策定

平成 29 年 4 月改訂

令和 3 年 3 月改定

令和 3 年 12 月改訂

令和 4 年 3 月改訂

1. 新・府有建築物耐震化実施方針の位置づけと目的

大阪府は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく耐震改修促進計画である「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」を平成 18 年 12 月に策定し、民間建築物及び公共建築物の耐震化の目標や必要な施策等を明らかにするとともに、府有建築物について、耐震化への取組みの基本的な考え方を示した。

この基本的な考えを踏まえ、府有建築物耐震化実施方針において、より具体的な目標や耐震化事業の進め方などを示し、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間の計画期間において、府有建築物の耐震化を進めてきた。

平成 28 年 1 月に新たな計画となる「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪」（大阪府耐震改修促進計画）（以下「耐震 10 ヶ年戦略・大阪」という。）を策定し、府有建築物については、引き続き、府民の生命、財産を守るこれまでの耐震化の取組みを進めるとともに、庁舎等の耐震化にも経済活動等を守る観点から積極的に取り組んでいくことを位置づけるなど、本方針は、今後の府有建築物の耐震化対策の方向性についてとりまとめたものである。

2. 耐震化対策のこれまでの取組み

大阪府では、阪神・淡路大震災の後、昭和 56 年以前の旧耐震基準に基づき建設された特定建築物及び準特定建築物について、順次、耐震診断を実施した結果、現行の耐震基準と同等の耐震性能を有しない建築物（構造耐震指標 I_s 値が 0.6 未満の建築物）を対象とし、建物用途により、表 1 のとおり分類し、平成 27 年度末までに府有建築物全体の耐震化率を 90% 以上、ただし、災害時に重要な機能を果たす建築物、府立学校等については 100% を目標に耐震化を進めてきた。

また、平成 28 年 8 月に策定した本方針において、府有建築物については令和 2 年度までの耐震化率 95% 以上、災害時に重要な機能を果たす建築物は平成 30 年度までに 100% を目標として進めてきた。

これらの目標達成に向けて取り組んできた結果、府有建築物全体のうち、災害時に重要な機能を果たす建築物及び府立学校については、耐震化が全て完了している。

なお、令和 2 年度末の耐震化の状況については、次の表 1 に示すとおりであり、府有建築物全体とは、特定建築物及び準特定建築物全体である。

表 1 建物用途の分類と令和 2 年度末の耐震化率の状況

建物用途の分類	耐震化率 %	(耐震性有/全体) 棟数
災害時に重要な機能を果たす建築物 ・災害対策の指揮命令等の中核機能施設（庁舎、警察） ・人命救助の主要な拠点施設（病院、保健所） ・市町村が指定した避難所（府立学校等） ・その他（土木施設、水道施設）	100	366/366
府立学校（ただし、災害時に重要な機能を果たす建築物の避難所指定されている体育館及び校舎を除く。） ・府立高校、府立支援学校	100	1,220/1,220
府営住宅 ・住棟	93.4 (95.3)	2,823/3,023 (111,794 戸/117,317 戸)
その他の一般建築物 ・府税事務所、福祉・青少年施設、公園施設、警察待機 宿舎等	96.0	167/174
府有建築物全体	95.7	4,576/4,783

3. 耐震化対策の対象とする府有建築物

表 1 の建物用途毎の分類に示される、旧耐震基準に基づき建設された特定建築物及び準特定建築物のうち、現行の耐震基準と同等の耐震性能を有しない建築物。

4. 耐震化の目標

(1) 計画期間 平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間

(2) 耐震化率 令和 7 年度までに耐震性が不十分な府有建築物をおおむね解消する

府有建築物であることから、「耐震 10 ヶ年戦略・大阪」における大規模建築物、広域緊急交通路沿道建築物（耐震診断義務付け対象建築物）と同じ目標を設定し、耐震化の促進に取り組む。

また、府有建築物のほとんどは、多数の者が利用する建築物となることから、引き続き「府有建築物耐震化事業計画」（以下「事業計画」とする。）により個別の進捗管理を行い、早期耐震化完了をめざす。

5. 新たな耐震化の推進方針

建築物用途別の耐震化の進め方

(1) 災害時に重要な機能を果たす建築物

耐震化完了。

(2) 府立学校

耐震化完了。

(3) 府営住宅

一 耐震化が必要な住宅がいまだ残されており、入居者の安全・安心を確保するため、耐震改修や建替えの事業を最重点の取組みとし「大阪府営住宅ストック総合活用計画」に基づき、引き続き積極的に耐震化を推進する。

二 各住宅の詳細は、「大阪府営住宅ストック活用事業計画」に定める「団地別事業実施計画（案）」による。

(4) その他の一般建築物

一 用途廃止することが予定されている建築物及び事業方針が定まっていない建築物については、関係機関等と協議調整を進め、早期事業化に向け取組む。

二 各建築物の詳細は、事業計画による。

6. 新たな耐震化の取組み

過去に発生した地震による建築被害を踏まえ、建築物の安全性確保対策が的確に推進されるよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律をはじめ、様々な基準・計画等の検証、見直しが行われてきた。府有建築物においても、利用者である府民の安全・安心を最優先に確保するため、建築物ごとの緊急度及び優先度を考慮しながら将来の活用方針を早急に検討し、中長期を見通したうえで投資すべき事業の重点化を図り、以下に示す耐震化対策の取組みを推進する。

(1) 業務継続上必要な建築物等の耐震化

一 災害時に重要な機能を果たす建築物のうち庁舎等については、「(平成25年制定)官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)」及び「府有建築物総合耐震設計要領及び同解説(令和4年3月/府有建築物耐震性能向上事業推進会議)」等に準拠し、機能確保のための強化を推進する。

二 旧耐震基準により建設された建築物で、これまで耐震化対策の対象でなかった建築物についても、府民生活を支えるための業務継続等の観点から耐震化を推進する。

(2) 2次構造部材等の耐震化

一 特定天井を有する既存建築物について、災害時に重要な機能を果たす建築物、固定された客席を有する劇場、観覧場、集会場等の用に供する建築物など施設の優先度を考慮して天井等の耐震対策を行う。

定期点検等で指摘がある場合、日常の維持管理上著しい劣化等が見受けられた場合は、直ちに落下防止対策（当該天井下の使用中止、落下防止ネットの設置等）を行う。

なお、府立学校についての屋内運動場等の大規模な空間の天井及び照明器具の耐震点検及び対策は全て完了している。

二 エレベーターの耐震対策及び閉じ込め防止対策を行う。

三 エスカレーターの脱落防止対策を行う。

四 ガラス、外装材、屋外広告物、ブロック塀等について脱落防止対策や転倒防止対策を行う。なお、大阪北部を震源とする地震後に実施した緊急点検の結果、危険と判断したブロック塀については、令和3年度までに転倒防止等の安全対策の完了をめざす。

五 その他、基準が定められたものについては、適宜対応を進めていく。

(3) 長周期地震動対策

既存の超高層建築物等について、長周期地震動の検証結果を踏まえ、必要な対策を行う。

7. その他

本方針に基づく耐震化事業の進捗状況については、毎年度末に集約し、翌年度当初に公表する。なお、本方針は、社会経済情勢の変化、事業実績及び耐震化にかかる法改正等を踏まえ、必要に応じ方針の見直しを行う。

【用語の解説】

○旧耐震基準

昭和56年5月31日以前の耐震基準のこと。

○現行の耐震基準

建築基準法（昭和25年法律第201号）昭和56年6月1日施行の耐震基準のこと。中規模の地震（震度5強程度）に対しては、構造体は無被害にとどめ、極めて稀に遭遇するような大地震（震度6強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

○構造耐震指標（I_s）

構造体の耐震性能を表す指標。

○特定建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 14 条第一号に掲げる要件を満たす建築物をいう。

○準特定建築物

特定建築物に準じた建築物として下表に示す条件を満たす建築物。ただし、特定建築物を除く。

建築物の区分	規模要件
災害時に重要な機能を果たすべき建築物	規模に関係なく全ての建築物
府立学校	非木造で階数が 2 以上又は延べ面積が 200 m ² 以上の建築物
府営住宅	規模に関係なく全ての住棟
その他の一般建築物	不特定多数の利用がある、原則として非木造で階数が 2 以上かつ延べ面積が 200 m ² 以上の建築物

○特定天井

建築基準法施行令第 39 条第 3 項に規定される「脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井」をいい、次の各号のいずれにも該当するもの。

1	居室、廊下、その他の人が日常立ち入る場所に設けられている。
2	高さが 6 m を超える天井の部分で、その水平投影面積が 200 m ² を超えるもの
3	天井面構成部材等の単位面積質量（天井面の面積の 1 m ² 当たりの質量をいう。）が 2 kg を超えるもの。

学校施設については、文部科学省の基準により、上記に該当するものに加え、以下のいずれかに該当する天井についても準じて扱うこととする。

1	高さが 6 m を超える天井
2	水平投影面積が 200 m ² を超える天井

○屋内運動場等

府立学校の屋内運動場、武道場、講堂及び屋内プールをいう。

○長周期地震動

地震による揺れが 1 往復するのにかかる時間（周期）の長いゆっくりとした大きな揺れ（地震動）のこと。建築物には固有の揺れやすい周期（固有周期）があり、地震波の周期と建築物の固有周期が一致すると共振し、建築物が大きく揺れる。超高層建築物（高さ 60m 以上）の固有周期は、低い建築物の周期に比べると長いので、長周期の波と「共振」しやすいといわれている。

府有建築物耐震化事業計画（令和3年3月）

凡 例

【構造・階数】

RC：鉄筋コンクリート造 ○F：地上階数 ○B：地下階数

【耐震性能】

- A：現行の建築基準法と同等の耐震性能を満たすもの
- B：現行の建築基準法と同等の耐震性能を満たさないもの（Is 値 0.3 以上 0.6 未満）
- C：現行の建築基準法と同等の耐震性能を満たさないもの（Is 値 0.3 未満）

その他の一般建築物

所管部局	施設名	棟名	構造・階数	建設年度	耐震性能	耐震化の手法	事業方針等
総務部	大阪府公館	大阪府公館	RC・組石造 2F	T12 年度	C	未定	土地利用のあり方を踏まえ検討
	旧職員会館	職員会館	RC 4F 1B	S33 年度	未診断	未定	
	大阪府議会会館	会館	RC 2F	S37 年度	B	未定	
大阪港湾局	堺 3 区港湾施設	府営堺第 10 号上屋管理事務所	RC 3F	S49 年度	B	用途廃止	完了時期未定
		府営堺第 5 号上屋	RC 3F	S38 年度	未診断	用途廃止	
		府営堺第 6 号上屋	RC 3F	S38 年度	未診断	用途廃止	
		府営堺第 7 号上屋	RC 3F	S38 年度	未診断	用途廃止	

※今後、土地利用のあり方の検討、府有財産の有効活用の検討、社会情勢の変化等を踏まえ見直すことがあります。

5. 団地別事業実施計画（案）

- 個別事業の実施方針を踏まえ、計画期間内の集約建替（非現地建替え含む）、集約廃止、耐震化等のための建替え、中層エレベーター設置事業の候補団地を、別表に示します。
（ただし、令和3年度中に完了する事業は除きます。）
- 今後、団地別事業実施計画（案）をもとに、地元市町と地域のまちづくりの観点から十分協議を行い、事業手法を確定していきます。また、今後の社会情勢の動向や各事業の進捗状況等により、必要に応じて事業手法の見直しを行うことがあります。
- 各事業は、毎年度の予算の定めるところにより実施していきます。

別表

〔凡例〕

○：本計画において新たに事業候補に位置付ける団地

継続：前計画以前に事業候補に位置付けた団地で、引き続き、事業を実施する団地

〔注〕

・「集約建替」にあたっては、現地での建替えのほか、周辺のお他団地との統廃合等による非現地での建替えを行う場合があります。

市町村	団地名	構造	建設年度	事業方針 類型	本計画期間(R3～R12)内の事業			
					再編・整備		耐震化等 のための 建替え	中層 EV 設置
					集約 建替 (非現地 建替え 含む)	集約 廃止		
大阪市	東三国2丁目【借上】	中層・高層	H6 ～ H14	-				
大阪市	瓜破西	高層	H10 ～ H27	移管予定				
豊中市	庄内西	中層	S50 ～ S55	再編・整備				継続
豊中市	庄内北	中層	S51 ～ S51	再編・整備				継続
豊中市	新千里北	中層	S40 ～ S41	再編・整備	○		継続	
豊中市	新千里東	中層	S40 ～ S40	再編・整備			継続	
豊中市	新千里南	中層	S42 ～ S43	再編・整備			継続	
豊中市	桜塚	中層	S44 ～ S47	再編・整備	○			
豊中市	庄内	中層	S46 ～ S47	再編・整備				
豊中市	西緑丘	中層	S48 ～ S48	再編・整備	○			
豊中市	豊中豊南	中層	S55 ～ S57	再編・整備				
豊中市	豊中島江	中層・高層	S56 ～ S60	機能向上				継続
豊中市	豊中上津島	中層	S57 ～ S60	機能向上				継続
豊中市	豊中春日	中層	S56 ～ S62	機能向上				継続
豊中市	豊中服部本町	高層	H6 ～ H6	維持保全				
豊中市	豊中上新田	高層	H7 ～ H7	維持保全				
豊中市	豊中新千里東	高層	H20 ～	維持保全				

市町村	団地名	構造	建設年度	事業方針 類型	本計画期間(R3~R12)内の事業			
					再編・整備		耐震化等 のための 建替え	中層 EV 設置
					集約 建替 (非現地 建替え 含む)	集約 廃止		
豊中市	豊中新千里南	高層	H29 ~	維持保全				
豊中市	豊中新千里北	高層	H28 ~	維持保全				
池田市	池田伏尾台	中層	S56 ~ S56	移管予定				
池田市	池田城南	高層	H23 ~ H23	移管予定				
箕面市	箕面	中層	S28 ~ S28	再編・整備		○		
箕面市	箕面桜	中層	S62 ~ S62	機能向上				
吹田市	岸部第1	高層	S44 ~ S44	再編・整備				
吹田市	吹田山田西	中層・高層	S54 ~ S55	再編・整備				
吹田市	吹田山田西第2	中層	S59 ~ S59	再編・整備				
吹田市	吹田岸部	中層	S61 ~ S61	機能向上				
吹田市	吹田川園	中層・高層	H2 ~ H6	機能向上				
吹田市	千里佐竹台	中層	H2 ~ H4	機能向上				継続
吹田市	千里高野台	中層・高層	S62 ~ H5	機能向上				
吹田市	千里古江台	中層・高層	S38 ~ H15	再編・整備	○			
吹田市	千里青山台	中層	S39 ~ S39	再編・整備				
吹田市	千里桃山台	中層	S41 ~ S42	再編・整備	○		継続	
吹田市	吹田佐竹台	中層・高層	H19 ~ R1	維持保全				
吹田市	吹田高野台	高層	H25 ~ H29	維持保全				
吹田市	吹田藤白台	高層	H21 ~ H27	維持保全				
吹田市	吹田古江台	高層	H20 ~ H29	維持保全				
吹田市	吹田竹見台	高層	H22 ~ H25	維持保全				
茨木市	茨木郡山	中層	S45 ~ S45	再編・整備	○			
茨木市	茨木安威	中層	S47 ~ S48	再編・整備	○			
茨木市	茨木松ヶ本	高層	S55 ~ S55	再編・整備				
茨木市	茨木玉水	中層	S60 ~ H2	機能向上				継続
茨木市	茨木東奈良	中層	S61 ~ H10	機能向上				継続
茨木市	茨木玉櫛	中層・高層	H3 ~ H18	機能向上				継続
茨木市	茨木三島丘	中層・高層	H7 ~ H14	機能向上				
茨木市	茨木西福井	高層	H13 ~ H20	維持保全				
摂津市	摂津南別府	高層	S46 ~ S47	再編・整備				
摂津市	摂津味生	中層	S50 ~ S50	再編・整備				
摂津市	摂津正雀	中層・高層	S62 ~ H1	機能向上				継続
摂津市	摂津鳥飼西	中層・高層	H6 ~ H6	機能向上				
高槻市	高槻芝生	中層・高層	S63 ~ H19	機能向上				継続
高槻市	高槻下田部	中層	S43 ~ S44	再編・整備	○			
高槻市	高槻柱本	中層	S46 ~ S46	再編・整備	○			
高槻市	高槻水室	中層	S48 ~ S48	再編・整備	○			
高槻市	高槻赤大路	中層	S54 ~ S57	再編・整備				

市町村	団地名	構造	建設年度	事業方針 類型	本計画期間(R3~R12)内の事業			
					再編・整備		耐震 化等 のため の建替 え	中層 EV 設置
					集約 建替 (非現地 建替え 含む)	集約 廃止		
高槻市	高槻五領	中層	S58 ~ S62	機能向上				継続
高槻市	高槻沢良木	中層	S61 ~ H2	機能向上				継続
高槻市	高槻栄町	中層	S61 ~ S61	機能向上				
高槻市	高槻城東	中層	H1 ~ H3	機能向上				
高槻市	高槻天川	中層・高層	H4 ~ H10	機能向上				
高槻市	高槻津之江	中層	H5 ~ H7	機能向上				
高槻市	高槻深沢	中層・高層	H14 ~ H21	維持保全				
高槻市	高槻八丁畷	中層	H23 ~ H23	維持保全				
島本町	島本江川	中層	S59 ~ H2	機能向上				継続
東大阪市	東鴻池	中層	S48 ~ S48	再編・整備				継続
東大阪市	東鴻池第2	高層	S51 ~ S51	再編・整備				
東大阪市	東大阪加納	中層	S57 ~ S58	再編・整備				
東大阪市	大東朋来	中層	S57 ~ S57	再編・整備				継続
東大阪市	東大阪稲田	中層	S61 ~ H5	機能向上				継続
東大阪市	東大阪鴻池	中層・高層	S61 ~ H5	機能向上				継続
東大阪市	東大阪吉田	中層・高層	S63 ~ H1	機能向上				
東大阪市	東大阪春宮	高層	H3 ~ H7	維持保全				
東大阪市	東大阪島之内	中層・高層	H9 ~ H18	維持保全				
東大阪市	東大阪玉串	中層・高層	H11 ~ H13	維持保全				
東大阪市	東大阪中鴻池	高層	H14 ~ H25	維持保全				
東大阪市	東大阪新上小阪	高層	H13 ~ H19	維持保全				
枚方市	牧野北	中層	S43 ~ S43	再編・整備	○			
枚方市	村野	中層	S43 ~ S43	再編・整備	○			
枚方市	枚方田ノ口	中層	S43 ~ S49	再編・整備	○			
枚方市	枚方招提	中層	S46 ~ S56	再編・整備	○			
枚方市	枚方高田	中層	S48 ~ S55	再編・整備	○			
枚方市	枚方招提第2	中層・高層	S50 ~ S50	再編・整備				継続
枚方市	枚方津田第2	中層	S49 ~ S50	再編・整備				継続
枚方市	枚方樋之上	高層	S51 ~ S51	再編・整備				
枚方市	枚方藤阪中	中層	S63 ~ H2	機能向上				継続
枚方市	枚方交北	高層	H3 ~ H3	維持保全				
枚方市	枚方三栗	中層・高層	H5 ~ H18	機能向上				
枚方市	枚方船橋	中層・高層	H6 ~ H11	機能向上				
枚方市	枚方上之町	中層	H12 ~ H12	維持保全				
枚方市	枚方東牧野	中層・高層	H11 ~ H23	維持保全				
枚方市	枚方牧野	高層	H13 ~ H13	維持保全				
枚方市	枚方津田山手	中層	H14 ~ H14	維持保全				
枚方市	枚方禁野本町	高層	H16 ~ H16	維持保全				

市町村	団地名	構造	建設年度	事業方針 類型	本計画期間(R3~R12)内の事業			
					再編・整備		耐震 化等 のため の建替 え	中層 EV 設置
					集約 建替 (非現地 建替え 含む)	集約 廃止		
枚方市	枚方交北第2	高層	H25 ~ H25	維持保全				
枚方市	枚方牧野北	高層	H25 ~ H28	維持保全				
枚方市	枚方片鉾	中層	H1 ~ H2	機能向上				
寝屋川市	寝屋川三井	中層	S45 ~ S45	再編・整備				
寝屋川市	寝屋川秦	中層	S45 ~ S45	再編・整備				継続
寝屋川市	寝屋川打上	低層・中層・高層	S48 ~ S48	再編・整備	○			
寝屋川市	寝屋川点野	中層	S48 ~ S49	再編・整備				継続
寝屋川市	寝屋川仁和寺	中層	S48 ~ S50	再編・整備				継続
寝屋川市	寝屋川中木田	高層	S48 ~ S48	再編・整備				
寝屋川市	寝屋川寝屋	中層	S52 ~ S53	再編・整備				
寝屋川市	寝屋川河北	中層・高層	S52 ~ S52	再編・整備				
寝屋川市	寝屋川大利	中層	S58 ~ S58	再編・整備				
寝屋川市	寝屋川香里	中層	S58 ~ S60	機能向上				
寝屋川市	寝屋川成田東	中層	S58 ~ S61	機能向上				
寝屋川市	寝屋川春日	中層・高層	S63 ~ H6	機能向上				
寝屋川市	寝屋川池田	中層・高層	S63 ~ H8	機能向上				
寝屋川市	寝屋川高柳	中層・高層	H1 ~ H5	機能向上				継続
寝屋川市	寝屋川御幸西	中層・高層	H4 ~ H14	機能向上				
寝屋川市	寝屋川萱島東	高層	H8 ~ H12	維持保全				
交野市	交野梅ヶ枝	中層	S42 ~ S42	再編・整備	○			
交野市	交野松塚	中層	S43 ~ S44	再編・整備	○			
交野市	交野藤ヶ尾	中層	S46 ~ S46	再編・整備	○			
交野市	交野星田	中層・高層	H4 ~ H4	機能向上				
交野市	交野梅が枝第2	高層	H14 ~ H16	維持保全				
守口市	守口佐太中	高層	S46 ~ S46	再編・整備				
守口市	守口錦通	高層	S49 ~ S49	再編・整備				
守口市	守口淀江	中層	S54 ~ S57	再編・整備				
守口市	守口金田南	中層	S55 ~ S60	機能向上				継続
守口市	守口藤田	中層	S58 ~ S60	機能向上				継続
守口市	守口八雲北	中層	S59 ~ S62	機能向上				
守口市	守口金田北	中層	S60 ~ S62	機能向上				
守口市	守口佐太東	高層	H12 ~ H12	維持保全				
守口市	守口寺方	高層	H23 ~ H23	維持保全				
門真市	門真下馬伏	中層・高層	S49 ~ S49	移管予定				継続
門真市	門真北岸和田	中層	S52 ~ S52	移管予定				継続
門真市	門真三ツ島	中層・高層	S52 ~ S53	移管予定				継続
門真市	門真北島	中層	S54 ~ S54	移管予定				継続
門真市	門真古川橋	中層	S57 ~ S57	移管予定				

市町村	団地名	構造	建設年度	事業方針 類型	本計画期間(R3～R12)内の事業			
					再編・整備		耐震化等 のための 建替え	中層 EV 設置
					集約 建替 (非現地 建替え 含む)	集約 廃止		
門真市	門真御堂	中層・高層	H8 ～ H11	移管予定				
門真市	門真上島	高層	H12 ～ H12	移管予定				
四條畷市	清滝	中層	S45 ～ S45	再編・整備		継続		
大東市	大東寺川	高層	S48 ～ S48	移管予定				
大東市	大東朋来	中層・高層	S50 ～ S63	移管予定				継続
大東市	ペア大東朋来	中層	S60 ～ S60	移管予定				
大東市	大東南郷	中層	S62 ～ S63	移管予定				
大東市	大東北新町	中層・高層	S60 ～ H8	移管予定				
大東市	大東末広	中層・高層	H7 ～ H10	移管予定				
八尾市	八尾高砂	中層	S40 ～ S41	再編・整備	○			
八尾市	北山本	中層	S44 ～ S44	再編・整備				継続
八尾市	久宝寺	中層・高層	S45 ～ S46	再編・整備				
八尾市	八尾二俣	高層	S48 ～ S48	再編・整備				
八尾市	八尾北久宝寺	高層	S50 ～ S50	再編・整備				
八尾市	八尾緑ヶ丘	中層・高層	S56 ～ H5	機能向上				継続
八尾市	八尾志紀	中層・高層	S57 ～ H13	機能向上				継続
八尾市	八尾西山本	中層	S63 ～ S63	機能向上				継続
八尾市	八尾山本	中層	H8 ～ H8	維持保全				
八尾市	八尾植松	高層	H17 ～ H22	維持保全				
藤井寺市	藤井寺道明寺	中層・高層	H1 ～ H8	機能向上				継続
藤井寺市	藤井寺小山西	高層	H8 ～ H8	機能向上				
藤井寺市	藤井寺川北	中層・高層	H8 ～ H9	維持保全				
藤井寺市	藤井寺大井	高層	H9 ～ H9	維持保全				
藤井寺市	藤井寺小山藤美	高層	H13 ～ H13	維持保全				
松原市	松原一津屋	高層	S46 ～ H28	再編・整備	○			
松原市	松原立部	中層・高層	S45 ～ S48	再編・整備	○			
松原市	松原天美	中層	S57 ～ S60	機能向上				継続
松原市	松原岡	高層	H4 ～ H4	機能向上				
松原市	松原上田	高層	H12 ～ H14	維持保全				
羽曳野市	古市	低層	S40 ～ S40	再編・整備			継続	
羽曳野市	羽曳野城山	中層	S61 ～ S61	機能向上				
羽曳野市	羽曳野高鷲	中層・高層	H3 ～ H6	機能向上				継続
羽曳野市	羽曳野翠鳥園	中層	H5 ～ H7	機能向上				
羽曳野市	羽曳野碓井	中層・高層	H5 ～ H7	機能向上				
羽曳野市	羽曳野野々上	中層・高層	H8 ～ H12	維持保全				
羽曳野市	羽曳野古市	中層	H28 ～	維持保全				
富田林市	楠風台	中層	S44 ～ S44	再編・整備		継続		
富田林市	富田林西	中層	S51 ～ S51	再編・整備		○		

市町村	団地名	構造	建設年度	事業方針 類型	本計画期間(R3~R12)内の事業			
					再編・整備		耐震 化等 のため の建替 え	中層 EV 設置
					集約 建替 (非現地 建替え 含む)	集約 廃止		
富田林市	富田林板持	中層	S61 ~ H3	機能向上				継続
富田林市	富田林双葉	中層	S62 ~ S62	機能向上				
富田林市	富田林錦ヶ丘	中層・高層	H3 ~ H6	機能向上				
富田林市	富田林清水	中層・高層	H6 ~ H13	機能向上				
富田林市	富田林緑ヶ丘	高層	H7 ~ H11	機能向上				
富田林市	富田林楠	高層	H15 ~ H22	維持保全				
河内長野市	千代田台	中層	S41 ~ S41	再編・整備	○			
河内長野市	貴望ヶ丘	中層	S43 ~ S43	再編・整備		継続		継続
河内長野市	河内長野三日市	中層	S49 ~ S49	再編・整備	○			
河内長野市	河内長野木戸	中層・高層	S63 ~ H8	機能向上				継続
河内長野市	河内長野楠	中層・高層	H5 ~ H5	機能向上				
河内長野市	河内長野千代田台	高層	H15 ~ H15	維持保全				
柏原市	柏原河原	高層	S47 ~ S47	再編・整備				
柏原市	柏原旭ヶ丘	中層	S49 ~ S49	再編・整備	○			
柏原市	柏原円明	中層	S54 ~ S54	再編・整備				
柏原市	柏原芝山	中層	S55 ~ S55	再編・整備				
大阪狭山市	狭山	中層	S44 ~ S45	再編・整備	○			
堺市	浅香山	中層・高層	S51 ~ S62	機能向上				継続
堺市	八田荘	中層	S41 ~ S43	再編・整備	○		継続	
堺市	金岡東第3	中層	S40 ~ S41	再編・整備	○			
堺市	金岡東第5	中層	S42 ~ S42	再編・整備			継続	
堺市	金岡東第6	中層	S43 ~ S43	再編・整備	○			
堺市	八田西町	中層	S45 ~ S45	再編・整備	○			
堺市	深井沢町	中層	S45 ~ S45	再編・整備	○			
堺市	堺高松	中層	S45 ~ S45	再編・整備	○			
堺市	堺戎島	高層	S45 ~ S46	再編・整備				
堺市	百舌鳥梅町	高層	S45 ~ S45	再編・整備				
堺市	金岡南	高層	S46 ~ S46	再編・整備				
堺市	深井中町	高層	S46 ~ S46	再編・整備				
堺市	堺草部	中層	S48 ~ S48	再編・整備	○			
堺市	堺白鷺東	高層	S50 ~ S50	再編・整備				
堺市	堺浜寺	中層	S60 ~ S61	機能向上				
堺市	堺福田	中層	S62 ~ H5	機能向上				
堺市	堺大美野	中層	H2 ~ H2	機能向上				継続
堺市	堺東陶器	中層	H2 ~ H4	機能向上				継続
堺市	堺寺地	高層	H9 ~ H9	維持保全				
堺市	堺南長尾	高層	H22 ~ H24	維持保全				
堺市	堺大浜南町	高層	H17 ~ H17	維持保全				

市町村	団地名	構造	建設年度	事業方針 類型	本計画期間(R3~R12)内の事業			
					再編・整備		耐震 化等 のため の建替 え	中層 EV 設置
					集約 建替 (非現地 建替え 含む)	集約 廃止		
堺市	堺新金岡2丁3番	高層	H22 ~ H28	維持保全				
堺市	堺新金岡2丁6番	高層	H22 ~ H28	維持保全				
堺市	堺新金岡3丁8番	高層	H22 ~ H26	維持保全				
堺市	堺新金岡4丁5番	高層	H26 ~	維持保全				
堺市	堺宮園	高層	H28 ~	維持保全				
堺市	宮山台第1	中層	S42 ~ S46	再編・整備	○			
堺市	宮山台第2	中層	S42 ~ S42	再編・整備			継続	
堺市	宮山台第4	中層	S41 ~ S44	再編・整備	○		継続	
堺市	高倉台第1	高層	S47 ~ S47	再編・整備				
堺市	高倉台第3	中層・高層	S45 ~ S46	再編・整備		継続		
堺市	高倉台第4	中層	S45 ~ S45	再編・整備		継続		継続
堺市	高倉台センター	高層	S46 ~ S46	再編・整備		継続		
堺市	竹城台第3	中層	S42 ~ S42	再編・整備	○			
堺市	竹城台第4	中層	S42 ~ S42	再編・整備	○			
堺市	若松台第1	中層	S43 ~ S51	再編・整備	○			
堺市	若松台第2	中層	S43 ~ S47	再編・整備	○			
堺市	三原台第1	中層	S44 ~ S45	再編・整備			継続	
堺市	晴美台第3	中層	S46 ~ S46	再編・整備				
堺市	晴美台第4	中層・高層	S46 ~ S46	再編・整備		継続		
堺市	槇塚台第1	中層・高層	S46 ~ S46	再編・整備	○	継続		継続
堺市	桃山台1丁	中層	S46 ~ S46	再編・整備	○			
堺市	桃山台2丁	中層	S46 ~ S46	再編・整備	○			
堺市	桃山台3丁	高層	S46 ~ S49	再編・整備				
堺市	原山台3丁	中層・高層	S47 ~ S47	再編・整備		継続		
堺市	原山台5丁	中層・高層	S47 ~ S48	再編・整備		継続		
堺市	原山台5丁第2	高層	S49 ~ S49	再編・整備				
堺市	庭代台2丁	中層	S47 ~ S47	再編・整備				
堺市	赤坂台3丁	中層・高層	S47 ~ S48	再編・整備	○			
堺市	城山台2丁	中層・高層	S51 ~ S52	再編・整備				
堺市	新檜尾台3丁	中層	S52 ~ S52	再編・整備				
堺市	御池台2丁	中層	S53 ~ S53	再編・整備		継続		継続
堺市	鴨谷台1丁	中層	S54 ~ S57	再編・整備				
堺市	桃山台3丁西	中層	S59 ~ S59	再編・整備				
堺市	堺宮山台4丁	高層	H26 ~	維持保全				
堺市	堺竹城台4丁	高層	H27 ~ R1	維持保全				
堺市	堺若松台2丁	高層	H26 ~ H28	維持保全				
堺市	堺三原台	高層	H29 ~	維持保全				
堺市	美原南余部	高層	H6 ~ H10	機能向上				

市町村	団地名	構造	建設年度	事業方針 類型	本計画期間(R3~R12)内の事業			
					再編・整備		耐震化等 のための 建替え	中層 EV 設置
					集約 建替 (非現地 建替え 含む)	集約 廃止		
堺市	美原北余部	中層・高層	H7 ~ H13	機能向上				
堺市	美原平尾	中層	H10 ~ H10	維持保全				
高石市	富木	中層	S48 ~ S52	再編・整備	○			
高石市	富木南	中層	S55 ~ S56	再編・整備	○			
高石市	取石	中層	S44 ~ S44	再編・整備	○			
高石市	高石加茂	高層	S51 ~ S51	再編・整備				
高石市	高石綾井	中層	S54 ~ S54	再編・整備	○			
高石市	高石綾園	中層・高層	H9 ~ H14	維持保全				
泉大津市	泉大津要池	高層	S47 ~ S47	再編・整備				
泉大津市	泉大津式内	中層	S50 ~ S50	再編・整備				継続
泉大津市	泉大津小松	中層	S60 ~ S62	機能向上				継続
泉大津市	泉大津東助松	中層	S63 ~ H2	機能向上				継続
泉大津市	泉大津助松	中層	H5 ~ H5	機能向上				継続
泉大津市	泉大津なぎさ	高層	H8 ~ H9	維持保全				
和泉市	和泉今福	中層	S56 ~ S56	再編・整備				
和泉市	和泉繁和	中層	S60 ~ H3	機能向上				継続
和泉市	和泉北信太	中層・高層	H5 ~ H7	機能向上				継続
和泉市	和泉伯太	中層・高層	H8 ~ H14	維持保全				
和泉市	和泉寺田	高層	H16 ~ H23	維持保全				
岸和田市	春木旭	高層	S45 ~ S45	再編・整備				
岸和田市	岸和田田治米	中層	S45 ~ S46	再編・整備	○			
岸和田市	岸和田土生	高層	S47 ~ S47	再編・整備				
岸和田市	岸和田天神山	中層	S53 ~ S55	再編・整備				
岸和田市	岸和田春木	中層	H1 ~ H3	機能向上				継続
岸和田市	岸和田額原	中層	H4 ~ H5	機能向上				
岸和田市	岸和田吉井	中層・高層	H5 ~ H16	機能向上				
岸和田市	岸和田荒木	中層・高層	H6 ~ H12	機能向上				
岸和田市	岸和田並松	中層	H12 ~ H12	維持保全				
岸和田市	岸和田磯上	高層	H12 ~ H12	維持保全				
岸和田市	岸和田額原第2	中層	H14 ~ H18	維持保全				
岸和田市	岸和田大町	高層	H15 ~ H24	維持保全				
岸和田市	岸和田下池田	高層	H15 ~ H18	維持保全				
貝塚市	貝塚三ツ松	中層	S44 ~ S44	再編・整備		継続		継続
貝塚市	貝塚久保	中層	S45 ~ S45	再編・整備	○			
貝塚市	貝塚三ツ松第2	中層	S47 ~ S47	再編・整備	○			
貝塚市	貝塚王子	高層	H7 ~ H9	機能向上				
貝塚市	貝塚半田	中層・高層	H9 ~ H11	維持保全				
貝塚市	貝塚堀	高層	H13 ~ H13	維持保全				

市町村	団地名	構造	建設年度	事業方針 類型	本計画期間(R3~R12)内の事業			
					再編・整備		耐震 化等 のため の建替 え	中層 EV 設置
					集約 建替 (非現地 建替え 含む)	集約 廃止		
貝塚市	貝塚橋本第2	高層	H17 ~ H24	維持保全				
貝塚市	貝塚森	高層	H15 ~ H18	維持保全				
泉佐野市	羽倉崎	中層	S39 ~ S39	再編・整備	○			
泉佐野市	鶴原中央	中層	S44 ~ S44	再編・整備	○			
泉佐野市	泉佐野見出	中層	S46 ~ S46	再編・整備		継続		
泉佐野市	長滝第1	中層	S46 ~ S46	再編・整備	○			
泉佐野市	佐野泉陽ヶ丘	中層	S52 ~ S52	再編・整備				
泉佐野市	泉佐野上町	中層	S53 ~ S53	再編・整備				
泉佐野市	泉佐野泉ヶ丘	中層	S62 ~ H3	機能向上				
泉佐野市	泉佐野長滝	中層	S63 ~ H2	機能向上				継続
泉佐野市	泉佐野鶴原北	中層	H2 ~ H3	機能向上				継続
泉佐野市	泉佐野鶴原	中層	H6 ~ H8	機能向上				
泉佐野市	泉佐野佐野台	中層	H15 ~ H27	維持保全				
泉佐野市	泉佐野東羽倉崎	高層	H15 ~ H22	維持保全				
泉南市	前畑	中層	S46 ~ S46	再編・整備	○			
泉南市	泉南樽井	中層・高層	H8 ~ H8	機能向上				
泉南市	泉南りんくう	中層	H14 ~ H14	維持保全				
泉南市	泉南岡田	高層	H15 ~ H17	維持保全				
阪南市	尾崎鉄筋	中層	S44 ~ S44	再編・整備	○			
阪南市	東鳥取石田	中層	S44 ~ S48	再編・整備		継続		継続
阪南市	阪南尾崎	高層	H8 ~ H8	維持保全				
忠岡町	忠岡東第1	高層	H7 ~ H10	機能向上				
忠岡町	忠岡東第2	中層	H12 ~ H12	維持保全				
熊取町	熊取朝代	中層	S47 ~ S48	再編・整備	○			
田尻町	田尻芦原	中層	S50 ~ S51	再編・整備				
田尻町	田尻りんくう	高層	H14 ~ H15	維持保全				
岬町	岬深日	中層	S47 ~ S47	再編・整備		継続		